

6 「 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援 」

(目指す方向性)

- 施設等で生活する児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進します。
- 社会的養護経験者の実情を把握し、その自立のために必要な援助を促進します。

現状・これまでの取組

1 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

- 都は、児童養護施設及び自立援助ホームに、自立支援担当職員（自立支援コーディネーター、ジョブ・トレーナー）を配置し、入所中から退所後の児童の自立に向けた支援を実施してきました。
- 高等学校に在学中の児童の生活にかかる経費の実態を踏まえ、独自に学習支援に係る経費を支援しています。
- 児童自立支援施設では、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を生かして、退所後の生活の安定や自立を支援しています。
- 社会的養護経験者等を対象に、就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として、ふらっとホーム（社会的養護自立支援拠点事業）を都内3か所で実施しています。
- 改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（児童養護施設の退所児童等に生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する事業）の年齢制限の撤廃及び実施場所の拡充、社会的養護経験者等の実状把握及びその自立のために必要な援助を行うことが都道府県に対し義務化されました。
- 都は施設退所（措置解除）時の支援や、退所後（措置解除後）の生活・就労に関する課題、退所者のニーズを把握し、施策に活用することを目的として、「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」を令和2年度に実施しています。この結果から、社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実の必要性が高いことがわかります。

施設退所に関する主な調査結果は以下のとおりです。

退所の際に、 退所を希望していたか	希望をしていた	希望していなかった	その他
	70.30%	18.60%	11.20%

退所に向けたサポート	よかった	まあよかった	どちらともいえない	その他
	51.80%	18.20%	11.00%	19.00%

施設等退所者の相談支援機関の 認知・利用状況	ある	ない	相談支援機関があることを知らなかった
	13.40%	61.60%	25.00%

課題と取組の方向性

<課題 1> 社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実

- 社会的養護経験者等がどのような支援を必要としているかなど、その実状やニーズを把握することが必要です。
- 児童養護施設等において、入所中から退所後も継続して、児童の意向を踏まえた自立を支援するための取組の強化が必要です。
- 児童自立支援施設には、アフターケアを担う専任職員「自立支援担当職員」が配置されておらず、退所者等からの希望があった場合に、出身寮の職員が中心となって、入所児童への支援の合間に可能な範囲で対応している状況です。このため、退所後も関係機関と連携したアフターケアが十分実施できる体制となっていないことが課題となっています。

（取組 1－1）社会的養護経験者等の実態把握と関係機関の連携強化

- 社会的養護経験者や関係機関が構成員となる社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関の連携を強化していきます。
- 社会的養護経験者等の実態と支援ニーズを把握するための実態調査を実施します。

（取組 1－2）施設等における支援体制の強化

- 引き続き、児童養護施設や自立援助ホームに入所中の児童の意向を踏まえた退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するため、自立支援担当職員の配置と専門性の確保を支援します。
- 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための交流会等の取組を支援します。
- 児童自立支援施設において、入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できるよう体制を強化していきます。各児童自立支援施設にアフターケア業務を専属で担う「自立支援担当職員」の配置を図っていきます。
- 社会的養護自立支援協議会において、児童自立生活援助事業による児童の自立支援について検討を行い、ニーズに応じた自立支援に向けた取組の強化を図っていきます。
- 社会的養護自立支援拠点事業の機能を拡充します。
- 家庭復帰や里親委託により乳児院を退所した後は、児童及び保護者へのアフターケアが自立支援と捉えられます。乳児院退所後は、地域の子ども家庭支援センターや関係者会議・要保護対策協議会等での対応方針等を共有し、地域で自立できる体制の確保について検討します。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
1－2	児童自立生活援助事業の実施箇所数	I 型 ¹² ：18 箇所 II 型・III 型：0 箇所 （令和 6 年 4 月）	増やす
1－2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3 箇所(都所管) （令和 6 年 4 月）	実態調査を踏まえ協議会で検討

¹² I 型：自立援助ホーム II 型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 III 型：ファミリーホーム、里親

主な施策

・【新規】社会的養護自立支援実態把握事業

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護自立支援協議会を設置・開催するほか、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査を実施します。

・【拡充】自立支援強化事業

児童養護施設に自立支援業務に専念できる職員を配置し、自立支援計画作成への助言及び進行管理等の取組を行うとともに、施設退所者が居住する際の費用や、アフターケアに係る事業費を補助することで、児童の社会的自立の促進、施設退所後のアフターケアの一層の充実を図ります。

・自立援助ホーム事業

児童の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的とし、児童養護施設の退所児童等の内、援助が必要と認められる児童等をホームに入居させ、日常生活上の援助や生活指導を実施します。

・ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）

自立援助ホームに入居中又は退居した処遇困難児(者)の就労支援及び就労定着支援を実施し、ホーム入退居者の社会的自立を図ります。

・【拡充】社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム事業）

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（社会的養護経験者等）の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言等を実施します。